

事 務 連 絡

平成 23 年 5 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 大 森 伸 男

**ロベナコキシブを有効成分とする注射剤の
劇薬及び要指示医薬品への追加について**

このことについて、平成 23 年 4 月 27 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、ロベナコキシブを有効成分とする注射剤の承認に伴い、当該製剤を劇薬及び要指示医薬品として指定し、別表第 2 及び別表第 3 に追加することとする内容として、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(平成 23 年農林水産省令第 28 号)を平成 23 年 4 月 27 日に公布、同日施行したというものです。

本件のお問合わせ先

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



事務連絡
平成23年4月27日

社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第2項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成23年農林水産省令第28号）が別添のとおり平成23年4月27日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、参考としてください。

記

1. 改正の内容

劇薬及び要指示医薬品の追加

今般、ロベナコキシブを有効成分とする注射剤が承認されることに伴い、当該製剤を劇薬及び要指示医薬品として指定することとし、別表第2及び別表第3に追加する。

2. 施行期日

平成23年4月27日



○農林水産省令第二十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項に次の一号を加える。

四十 ロベナコキシブ及びその製剤

別表第三中第百十号を第百十一号とし、第百九号の次に次の一号を加える。

百十 ロベナコキシブ

附則

この省令は、公布の日から施行する。